事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害等リスク

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率70%から80%と言われている。南海トラフを 震源とした最大クラスの地震・津波が起きた場合に大規模な風水害・土砂災害が予測される。 災害事象の前提条件は以下のとおりである。

1) 大規模地震・津波災害の想定

当町では南海トラフ最大クラスで震度6強・直下型地震(中央構造線)6弱で建物崩壊、 人的被害など大規模な被害が予想される。

2) 当町内における被害想定

南海トラフ・直下型地震の場合、建物全壊1,000棟、人的被害90人等の被害想定となっている。その他、ライフライン・交通被害等・生活への影響が想定される。

3) その他

過去に当町では昭和49年・昭和51年・平成16年に台風や豪雨により甚大な被害が発生している。昭和49年の台風8号では旧内海町で建物全壊57戸・床上浸水1,081戸・床下浸水855戸・死者29人・重傷者18人と大きな被害を受けている。昭和51年の台風17号では旧内海・池田町で建物全壊187戸・床上浸水2,012戸・床下浸水2,217戸・死者35人・重傷者26人と大きな被害を受けている。

4)感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 787人 ・小規模事業者数 677人 (令和3年経済センサス)

内訳

	大分類	商工業者	小規模事業者
А	農業・林業	7	7
В	漁業	3	3
С	鉱業・採石業・砂利採取業	3	2
D	建設業	93	91
Е	製造業	153	130
F	電気・ガス・熱供給・水道業	4	3
G	情報通信業	4	4
Н	運輸業・郵便業	33	25
I	卸売業・小売業	198	152

J	金融業・保険業	7	7
K	不動産業・物品賃貸業	37	34
L	学術研究・専門・技術サービス業	17	14
M	宿泊業・飲食サービス業	101	89
N	生活関連サービス業・娯楽業	55	54
0	教育・学習支援業	21	21
Р	医療・福祉	19	16
Q	複合サービス事業	7	7
R	サービス業(他に分類されないもの)	25	18
	合計	787	677

事業所の立地状況

- ・当町は昔から醤油・佃煮・素麺・オリーブ製造が盛んな地域で町内全域に事業所があるが 特に醤油・佃煮関係は旧内海地区に集中している。
- ・過去に災害があったため建設業関係も町内全域にある。石材・採石関係は旧内海地区に集中している。
- ・小売店に関しては旧池田地区に集中している。旧内海地区は大型店進出により近年減少傾向にある。
- ・サービス業・宿泊業は町内全域にホテル、ペンションが点在している。
- ・医療関係は旧池田地区に島内で一番大きな小豆島中央病院がある。

(3)これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 小豆島町地域防災計画の作成及び町防災会議に関する事務
- ・ 防災に関する組織の整備
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- ・ 防災教育の推進
- ・ 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- ・ 防災に関する施設等の整備及び点検
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ・ 特別警報等の住民への周知措置
- ・ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- ・ 避難行動要支援者の避難支援活動
- ・ 消防、水防その他の応急措置
- ・ 被災者の救助、救護その他保護措置
- ・ 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- ・ 災害復旧の実施
- ・ ボランティア活動の支援
- ・ その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2) 当会の取組

- 事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- 事業者BCPの策定支援
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・次に挙げる防災備品を備蓄 「軍手・簡易テント・懐中電気・発電機・ポリ袋・筆記用具・救急セット・水」

Ⅱ 課題

- ・現在、当会と当町において協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不 良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リ スクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性 を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに 拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築 する。
- 事業者BCPの策定支援を行う。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年10月1日~令和11年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。「小豆島町地域防災計画」及び「小豆島町商工会事業継続計画」について、本災害計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損 害保険・共済加入等)について説明する。

- ・当会の会報やホームページ、当町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行 政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和6年4月に事業継続計画を作成(別添参照)。

3) 関係団体等との連携

No.	機関名	備考
1	香川県商工会連合会	
2	(公財) かがわ産業支援財団	
3	香川県火災共済協同組合	
4	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社 東京海上日動火災保険株式会社	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
(5)	香川県よろず支援拠点	
6	株式会社日本政策金融公庫高松支店	
7	香川県信用保証協会	

- ・No.①・②・⑤から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.③・④から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定を支援する。
- ・No.①・②・⑤から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.③・④から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・No.③・④から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.⑥と連携した融資斡旋等を行う。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、№⑦と連携して信用保証等の手続支援を行う。
- ・関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・関係団体と連携して、本事業に関する国や県の補助事業や小豆島町の災害情報のほか、 各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として 各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4)フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認する。
- ・当町長の諮問機関である小豆島町商工業振興審議会(構成員:当町議会議員、当会役員、学識経験者)において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱(当町の予測最大震度)の地震)が発生したと仮定し、当町との 連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

く2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認し、当会と当町で共有する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態 宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行 う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

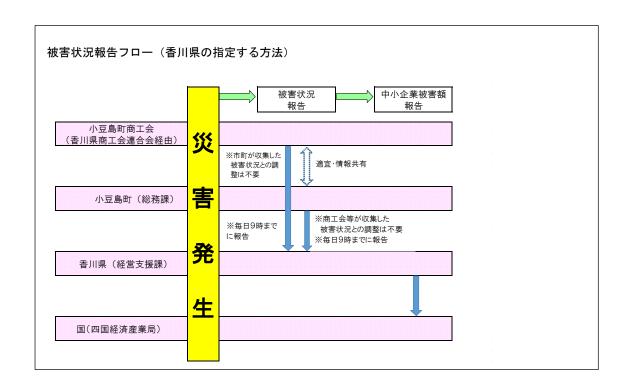
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

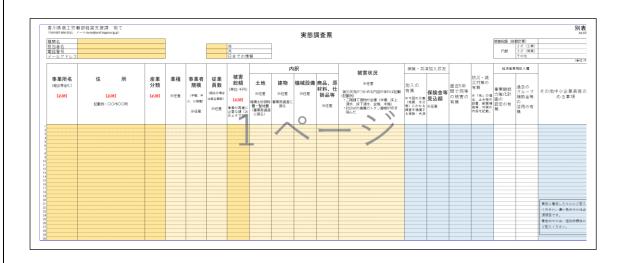
発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマット にて当会(香川県商工会連合会経由)又は当町より香川県へ報告する。
- ・当町で取りまとめた小豆島町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。





く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町商工観光課と相談する(当会は、国の依頼を受けた 場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や香川県、当町等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした

支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被 災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

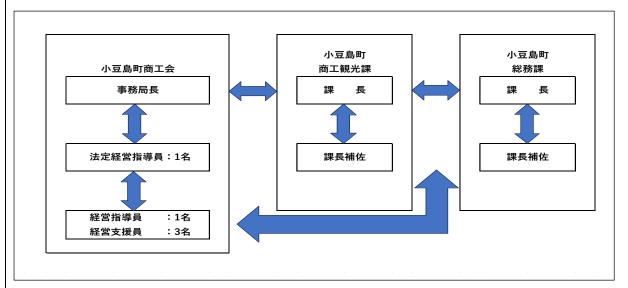
※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年10月現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営 指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規 定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 岡本光由(連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①商工会/商工会議所

小豆島町商工会

761-4426 香川県小豆郡小豆島町馬木甲1032-1

TEL:0879-82-1011 FAX:0879-82-5241

E-mail: shoudoshima@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

小豆島町役場 総務課

761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

TEL:0879-82-7001 FAX:0879-82-7023

E-mail: olive-bousai@town.shodoshima.lg.jp

※その他

・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	350	350	350	400	400
• 専門家派遣費	150	150	150	200	200
・セミナー開催日	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、香川県交付金、小豆島町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)
事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業維
続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項